

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	令和6年度九州新幹線新水俣駅構内1242km500m付近古城第2橋（仮称）新設工事
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 森戸 義貴 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎7階
契約締結日	令和6年4月1日
契約の相手方の 氏名及び住所	九州旅客鉄道（株）
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥1,228,627,000-
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥0-
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備考	

随意契約理由書

1. 件名 : 九州新幹線新水俣駅構内 1242km500m 付近古城第 2 橋
(仮称) 新設工事

2. 履行場所 : 熊本県水俣市

3. 随意契約の相手方 : 名称 九州旅客鉄道(株)
住所 福岡市博多区博多駅前三丁目 25 番 21 号

4. 随意契約適用法令 : 会計法第 29 条の 3 第 4 項及び
予算決算及び会計令第 102 条の 4 第 3 号

5. 随意契約に付する理由

1) 随意契約に付する理由

本工事の施工にあたっては、九州旅客鉄道(株)管理区域内において軌道に近接して施工する必要があるため、施工においては鉄道運行に支障をおよぼしてはならず、常に安全かつ正確な施工が求められる。

このため、万が一軌道に対し、何らかの変状等をきたした場合、若しくは事故等が発生した場合に、緊急かつ特別な措置を講ずる必要がある。また、運行管理上の措置と密接な連携をとりながらの施工が要求される。更に、安全保安上の各種対策等を総合的に講ずる必要がある。

以上のことから、本工事の履行にあたって必要な知識・経験・技術力を十分に有しております、的確で円滑に工事を遂行するためには、当該鉄道管理者である九州旅客鉄道(株)が唯一の契約相手と判断するものである。

このため、本工事は会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予算決算及び会計令第 102 条の 4 第 3 号により、九州旅客鉄道(株)と随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者)

道路部 道路工事課長